

## 天草市教育旅行推進事業業務委託業務説明書（仕様書）

### 1. 業務概要

(1) 委託業務名

天草市教育旅行推進事業業務委託

(2) 対象区域

事業展開区域内

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 業務目的

教育旅行（探求学習や体験学習、修学旅行など）のニーズは、これまでの観光地や施設を巡り学習を行う「観光型旅行」に加え、民泊や農林漁業体験をメインとした「体験型旅行」を実施する学校も増加するなど多様化している。本市では、教育旅行誘致による観光客誘致の増大を目的とし、学びに繋がるプログラムの造成、セールス、誘致を一体的に展開し、事業を推進するため業務を委託する。

### 2. 業務内容

(1) 体験プログラムの造成

本市で行う探求学習や体験学習等、学びに繋がる体験プログラムを1つ以上造成。

造成する体験プログラムはキリシタン文化または、本市が作成した「天草西海岸のストーリーブック」に関連し、次年度以降も活用できる内容とすること。

(2) セールスおよび誘致

新規造成した体験プログラム等を使用し、学校や旅行会社等へあわせて5つ以上に探求学習や体験学習等の誘致セールスを行い、令和8年度中に1クラス以上、または令和10年度までに3件以上の誘致を行うこと。また、誘致に関しては天草市内に宿泊を伴うものとする。

(3) その他

その他教育旅行誘致に効果的である事業などについては、委託者と協議し実施するものとする。

### 3. その他

(1) この業務を原則として再委託又は譲渡することは出来ない。ただし、委託者が認めた場合は除く

(2) 体験プログラム造成に関して、本市の独自性を考慮し、特色ある体験プログラムとなるように配慮するとともに、緊密な連携を保ち、策定作業を円滑に進めるため、業務に精通した専門的職員（研究員等）を1名以上、業務責任者として配置する。

(3) 体験プログラムの造成に関して、必要な資格を持ったものが行うこと。

- (4) 体験プログラム造成およびセールスに関する委託者との調整は、当初協議及び中途協議、最終協議のみならず、進捗に応じて、委託者の要請に対し迅速に対応するものとする。
- (5) 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては十分に留意し、適正な管理を行うこと。  
また、業務遂行にあたり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。  
なお、本業務の成果は、全て委託者に帰属するものとし、業務終了後も公表してはならない。
- (6) 成果品の作成については、委託者と協議のうえで実施する。
- (7) 本市要所に定めのない事柄については、委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。
- (8) この仕様書についての問い合わせ先

天草市観光文化部観光振興課観光政策係 大田・藤川

電話：0969-32-6787